

平成25年度予算見積調書

課室名：社会福祉課

担当名：保護担当

内線：3281

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B207	生活保護費県負担金		一般会計	民生費	生活保護費	扶助費	県負担金	
事業期間	昭和25年度～	根拠法令	生活保護法第73条第1号及び第2号			戦略項目	04	雇用の安心
					分野施策	020201	就業支援と雇用の拡大	
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>生活保護法第73条の規定により、居住地がないか又は明らかでない被保護者等について、市が支弁した保護費の1/4を県が負担する。</p> <p>(1) 生活保護費県負担金 2,830,613千円</p>			<p>(1) 事業内容：生活保護法第73条の規定により、居住地がないか又は明らかでない被保護者等について、市が支弁した保護費の1/4を県が負担する。</p> <p>(2) 事業計画：対象は、38市(さいたま市、川越市を除く。)。交付申請により概算交付及び精算を行う。 6月 市から前年度実績報告書、今年度交付申請書が提出される 9月 交付決定を行う(4月～10月分概算払) 10月 第1回所要見込額調 12月 第2回所要見込額調 1月 市から、第2回所要見込額調に基づいた変更交付申請書が提出される 3月 変更交付決定を行う(概算払) 前年度国庫負担金確定後、前年度確定精算を行う</p> <p>(3) 事業効果：病院・施設が多く所在する市への過重な負担を軽減し、被保護者の最低生活を保障する。</p>					
2 事業主体及び負担区分			国3/4(県1/4) 市0					
3 地方財政措置の状況			普通交付税(単位費用) (区分) 扶助費(細目) 生活保護費 (細節) 生活保護費 (積算内容) 保護費、保護施設事務費					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			人件費：9,500千円×0.5人=4,750千円(増減なし)					
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	2,830,613						2,830,613	△115,938
前年額	2,946,551						2,946,551	